

令和元年度

根室本線対策協議会

総会議案

日 時 令和元年6月4日（火曜日）午後2時30分～

場 所 富良野市役所 1階 大会議室

根室本線対策協議会総会 次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 報告事項

報告第1号 平成30年度事業報告について

報告第2号 平成30年度収支決算報告について

(監査報告)

4. 協議事項

議案第1号 令和元年度事業計画(案)について

議案第2号 令和元年度収支予算(案)について

議案第3号 役員改選について

5. その他

6. 閉 会

報告第1号

平成30年度事業報告について

月 日	会 議 等	備 考
3月29日	第1回幹事会（富良野市）	総会議案の協議
5月 7日	総会（富良野市）	ケーススタディ調査検討やフォトコンテストなどの事業計画を承認
5月16日	第1回作業部会（富良野市）	フォトコンテスト・利用促進ガイド・鉄道フォーラムについて協議
5月24日	第11回事務レベル検討会議（富良野市）	上下分離方式について協議
	第2回幹事会（富良野市）	国等への要請活動に関する協議
6月 1日 ～1月31日	JR 根室本線（滝川～新得間）フォトコンテスト ～鉄道のある風景・四季～	応募結果 61名 143作品
6月 6日	要請活動	国土交通副大臣及び道内選出国会議員への要請活動
6月12日	第2回作業部会（富良野市）	フォトコンテスト・利用促進ガイド・鉄道フォーラムについて協議
6月27日	第12回事務レベル検討会議（富良野市）	バス転換について協議
7月 6日	第3回作業部会（赤平市）	利用促進ガイド・鉄道フォーラムについて協議
7月31日	第13回事務レベル検討会議（富良野市）	ケーススタディ調査報告について
8月 1日	利用促進ガイドの発行	7市町村全戸配布（47,700部）
8月16日	第1回根室本線対策協議会（富良野市）	事務レベル検討会議からのケーススタディ調査検討報告
10月 2日	第14回事務レベル検討会議（富良野市）	3つの側面（生活・観光・物流）における検討・協議
10月30日	第15回事務レベル検討会議（富良野市）	第1期集中改革期間事業計画（アクションプラン）について

11月21日	第1回役員会（富良野市）	<ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道の事業範囲の見直しに係る関係者会議について ・第1期集中改革期間事業計画（アクションプラン）について ・路線のあり方と方向性に関する経過報告について
12月4日	第16回事務レベル検討会議（富良野市）	第1期集中改革期間事業計画（アクションプラン）について
	第3回幹事会（富良野市）	平成31年度事業計画等について協議
12月26日	第17回事務レベル検討会議（富良野市）	第1期集中改革期間事業計画（アクションプラン）について
1月25日	第18回事務レベル検討会議（富良野市）	第1期集中改革期間事業計画（アクションプラン）について
2月7日	第19回事務レベル検討会議（富良野市）	第1期集中改革期間事業計画（アクションプラン）について
2月22日	「鉄道フォーラム in 南富良野」の開催（南富良野町）	北海道教育大学准教授の武田泉氏による講演会を開催 参加者121名
	フォトコンテスト表彰式（南富良野町）	入賞17名のうち、出席者9名
	第2回根室本線対策協議会（南富良野町）	JR北海道より第1期集中改革期間事業計画（アクションプラン）について提案・承認
3月27日	第2回役員会（富良野市）	JR北海道に対する地域支援について協議

報告第2号

平成30年度収支決算について

【収入】

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増 減 (B) - (A)	適 用
1. 負担金	1,050,000	1,050,000	0	15万円×7市町村
2. 繰越金	201,071	201,071	0	
3. 雑収入	929	600,006	599,077	預金利子 6円 地域づくり交付金 600,000円
計	1,252,000	1,851,077	599,077	

【支出】

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (B) - (A)	適 用
1. 事業費	1,160,000	1,658,177	498,177	◆フォトコンテスト 広告費 835,434円 報償費等 383,738円 ◆利用促進ガイド発行 390,025円 ◆鉄道フォーラム開催 43,330円
2. 事務費	50,000	22,204	▲27,796	会議費 18,480円 振込手数料 3,724円
3. 予備費	42,000	0	▲42,000	
計	1,252,000	1,680,381	428,381	

収入(1,851,077円) - 支出(1,680,381円) = 差引額(170,696円)

差引残額は170,696円は、令和元年度会計に繰り越します。

監 査 報 告

根室本線対策協議会平成30年度収支決算について監査したところ、いずれも的確に処理され、また、適正に執行されていることを認める。

平成31年 4月 3日

根室本線対策協議会

監 事 荻原 貢 
監 事 池部 章 

根室本線対策協議会
会 長 北 猛 俊 様

議案第 1 号

令和元年度事業計画（案）について

昨年7月、国はJR北海道に対して2年間で総額400億円台の支援を行うとともに、利用が少なく鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区における鉄道施設や車両の設備投資については、地方自治体等からも同水準の支援が行われることを前提に国も支援することを発表しております。

また、北海道では、昨年12月、「JR北海道の極めて厳しい経営状況を踏まえ、平成31年度及び32年度において、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進に資する緊急かつ臨時的な支援を行うべく、速やかに協議を行う」ことを発表しております。

そのような中、本協議会としては、根室線が通院・通学・通勤などの市民生活や観光振興、農作物の貨物輸送など地域経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、沿線自治体の連携・協力を図りながら、鉄道の維持・存続に向けて下記の事項に取り組みます。

1. JR北海道が主体となって策定した根室線（滝川～新得間）事業計画（アクションプラン）に基づき、鉄道フォーラムの開催やフォトコンテストの写真を活用した年間カレンダーを作成し沿線自治体に配布するなど、マイレール意識の醸成に向けた取り組みを図ります。
2. 昨年12月に設立された北海道鉄道活性化協議会（会長：北海道知事）と連携し、持続的な鉄道網の確立に向け、道民が取り組む「3つの道民運動（「道民自ら乗る！」「道外・海外から利用者を呼び込む」「鉄道の維持や魅力向上のため行動する！」）に対する活動に積極的に参画します。

議案第2号

令和元年度収支予算（案）について

【収入】

（単位：円）

科 目	前年度 予算額 (A)	本年度 予算額 (B)	増 減 (B) - (A)	適 用
1. 負担金	1,050,000	700,000	▲350,000	100,000円×7市町村
2. 繰越金	201,071	170,696	▲30,375	
3. 雑収入	929	304	▲625	預金利子等
計	1,252,000	871,000	▲381,000	

【支出】

（単位：円）

科 目	前年度 予算額 (A)	本年度 予算額 (B)	増 減 (B) - (A)	適 用
1. 事業費	1,160,000	800,000	▲360,000	カレンダー作成 1,000部 200,000円 鉄道フォーラム 200,000円 JR宣伝協力 400,000円
2. 事務費	50,000	50,000	0	会議費・手数料 等
3. 予備費	42,000	21,000	▲21,000	
計	1,252,000	871,000	▲381,000	

議案第3号

役員改選について

根室本線対策協議会 役員名簿

役職名	現役員（平成29～30年度）		新役員（令和元年～2年度）	
	職名	氏名	職名	氏名
会長	富良野市長	北 猛 俊		
副会長	滝川市長	前 田 康 吉		
理事	赤平市長	菊 島 好 孝		
〃	新得町長	浜 田 正 利		
〃	占冠村長	田 中 正 治		
監事	芦別市長	荻 原 貢		
〃	南富良野町長	池 部 彰		

5. その他（情報提供・意見交換等）

根室本線対策協議会規約

(名 称)

第1条 協議会の名称は、根室本線対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、根室本線に係る営業近代化、貨物駅の集約化等及びダイヤ確保に関する事項並びに諸条件の整備について対処することを目的とする。

(構 成)

第3条 協議会の構成は、次の市町村長及び議長を以って構成する。
滝川市・赤平市・芦別市・富良野市・南富良野町・新得町・占冠村

(役員等)

第4条 協議会に会長、副会長、理事、監事を置き、構成員の中から選出する。

会長 1名 副会長 1名 理事 3名 監事 2名

2 役員は任期は2年とする。ただし再任は妨げない。また、任期の途中において、異動等があった場合は、当該者の後任の者が就任するものとし、この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、総会において選出する。

4 役員は市町村長をもって構成する。

5 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 理事は、会務の運営にあたる。

8 監事は、会計を監査する。

9 協議会に幹事会を置く。

10 幹事会は、構成市町村の担当課長を以って構成する。

(会 議)

第5条 総会、役員会及び幹事会は、必要に応じ会長が召集する。

2 総会、役員会及び幹事会は、書面により開くことができる。

(経 費)

第6条 協議会の運営に必要な経費は、各市町村の負担金、その他収入を以って充てる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長所在の市町村内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会及び幹事会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

1. この規則は、昭和56年3月3日から施行する

2. 昭和62年10月16日一部改正

3. 平成18年 8月21日一部改正

4. 平成29年 1月18日一部改正

5. 平成29年 4月27日一部改正

6. 平成30年 4月 1日一部改正